

# 高額医療 高額介護合算療養費制度の お知らせ

1年間の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、下表の自己負担限度額を超えた場合には、申請により自己負担の一部が支給されます。

## 医療費と介護サービス費を合算する場合の自己負担限度額

所得区分	70歳未満	所得区分	70歳以上75歳未満 または 後期高齢者医療被保険者
上位所得者	126万円	現役並み所得者	67万円
一般	67万円	一般	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円

※自己負担限度額は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間の合算を対象とします。

※高額療養費や高額介護(予防)サービス費に相当する額は、計算対象の自己負担額から除いて計算します。

## 申請方法

支給の対象となる被保険者の方には、お知らせをお送りしていますので、お知らせに記載された問合せ先に申請してください。

一定期間申請のない方については、再度ご案内する場合があります。

ただし、計算対象期間中(毎年8月1日から翌年7月31日までの間)に市町村を越える転居をした方や、ほかの医療保険制度から後期高齢者医療制度に移られた方には、支給の対象となる旨のお知らせができない場合があります。支給の対象となるかどうかご確認いただき、具体的な手続きやご不明な点については、問合せ先までご相談ください。

問合せ先 市役所市民窓口グループ

☎52-1111(内線261・262)《国保担当》

(内線227・217)《後期高齢者医療担当》

いきいき広場内介護保険グループ ☎52-9871